

## 立命館大学大学院外国人研究生規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第44条の4にもとづき外国人研究生に関する事項を定める。

### (資格)

第2条 外国人研究生に志願することができる者は、大学院学則第44条の4に定める者で、かつ次の各号に定めるいずれの要件も満たす者とする。ただし、本学が公募を実施しない大使館推薦による国費外国人留学生には第2号を適用しない。

(1) 日本国籍以外の日本国政府と国交のある国の国籍を有する者

(2) 別に定める募集要項の要件を満たす者

2 前項但書の者にあつては、前項第1号の他、所属を志願する研究科が定める要件を満たす場合に外国人研究生に志願することができる。

### (所属研究科)

第3条 外国人研究生は本学大学院のいずれかの研究科に所属する。

### (出願)

第4条 外国人研究生を志願する者は、所定の期日までに別に定める書類を添え、研究を希望する研究科の長に願い出なければならない。

2 外国人研究生として許可された期間が終了し、引き続き外国人研究生となることを希望する者は、改めて出願の手続きを行わなければならない。

### (選考および決定)

第5条 前条の志願者については、大学院学則第44条の4に則り外国人研究生を決定する。

2 研究科長は、前項の決定を志願者に通知する。

### (登録手続)

第6条 外国人研究生は、所定の書類を提出するとともに、大学院学則第49条の3に定める外国人研究料を納入しなければならない。

2 前項の手続きを所定の期日までに行わなかったときは、前条の許可を取り消す。

### (期間)

第7条 外国人研究生として研究指導を受け、授業科目を履修することができる期間は、立命館大学学則第15条に定める学年の1年間または学期の6か月間とする。

2 第4条第2項により更新する場合は、前項の期間を延長する。ただし、連続して2年を超えることはできない。

(研究指導、授業科目の履修)

第8条 外国人研究生は、所属する研究科長の許可により、研究指導を受け、授業科目を履修することができる。ただし、学部の授業科目の履修にあつては、学部長の許可を得なければならない。

2 外国人研究生が1学期間に履修できる単位数は、学部および研究科を合わせて10単位以内とする。

3 外国人研究生の研究指導教員は、研究指導が終了したときは、研究指導報告書を作成し、研究科長に報告しなければならない。

(試験)

第9条 外国人研究生が授業科目を履修した場合は、試験を受け、成績評価を受けることができる。

(単位の授与)

第10条 外国人研究生が前条の試験に合格したときは、単位を授与する。

2 前項に規定する単位授与は、学部の授業科目にあつては教授会の議を経て学部長が、研究科の授業科目にあつては研究科委員会等の議を経て研究科長が行う。

(施設利用の範囲)

第11条 外国人研究生は、本大学学生のための施設を利用することができる。ただし、大学院学生共同研究室については、所属する研究科の研究科長の許可を得た場合に限る。

(証明書等)

第12条 外国人研究生には、その身分を証明するものとして外国人研究生証を交付する。

2 外国人研究生証に関する事項は、立命館大学学生証規程に定める。

3 希望する者には、履修の期間を証明する証明書および成績証明書を交付する。

(諸規則の遵守)

第13条 外国人研究生は本大学の諸規則を遵守しなければならない。

(許可の取消)

第14条 次のいずれかに該当するときは、外国人研究生の身分を剥奪し、研究指導、授業科目の履修および施設の利用を中止する。

(1) 本学の諸規則に違反する行為があったとき。

- (2) 外国人研究生としてふさわしくない行為があったとき。
  - (3) 文部科学省国費外国人留学生または中国政府大学院留学生派遣（共同育成）プログラムによる留学生でなくなったとき。
- 2 前項の手続きは、研究科委員会等の議を経て、研究科長が行う。

（規程の改廃）

第15条 この規程の改廃は、教務会議の議を経て大学協議会で行う。

附則

この規程は、2011年4月1日から施行する。